

1. 件名：北海道電力株式会社泊発電所原子炉施設保安規定変更に関するヒアリング
2. 日時：令和5年11月15日（水） 14時00分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者
原子力規制庁：
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
岩澤安全規制調整官、寺野管理官補佐、宮嶋安全審査官

北海道電力株式会社：
原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）他11名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1：泊発電所3号機保全区域変更に伴う
原子炉施設保安規定変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより北海道電力泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のヒアリングを始めさせていただきます。
0:00:11	それでは提出された資料に基づきまして、北海道電力の方から説明をお願いいたします。
0:00:19	はい、北海道電力の藤田です。
0:00:21	それでは本日は 11 月 2 日に変更認可申請させていただいております泊発電所の保安規定の、
0:00:28	第 42 次改正の内容についてご説明させていただきます。資料ですけども、3 種類ご用意してございます。
0:00:36	主に 1、1 番目の資料ですね、こちらのパワーポイントを用いて、内容をご説明させていただこうというふうに思っております。
0:00:46	補足説明の資料 2 と 3 は補足説明資料になりますけども、こちらの方は、概ね、
0:00:53	パワーポイントの方に網羅されておりますので、不足する分につきましては都度、補足させていただきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。
0:01:02	説明の方はタダの方からさせていただきます。
0:01:10	北海道電力藤です。
0:01:14	本日はよろしくをお願いいたします。
0:01:16	それでは資料 1 に基づきまして説明させていただきます。
0:01:22	めくっていただきまして、1 ページですけれども、まず目次としまして、最初に保全区域変更に関わる安全対策工事の経緯。
0:01:34	次に、保全区域変更の必要性、
0:01:38	次に、保全区域の変更内容、
0:01:41	続きまして、保全区域変更時における区域管理。
0:01:47	次が、実用炉規則及び保安規定審査基準への適合性。
0:01:52	最後に設置許可、設置変更許可との整合性、あと参考としまして、今後のスケジュール、工事のイメージ、設計及び工事計画について、
0:02:04	3 熱影響評価についてという資料構成となっております。
0:02:09	それでは 2 ページをお願いいたします。
0:02:15	こちら、新規制基準適合性審査の状況ということで一つ目の矢羽根ですが、こちら、傍聴てお岩着支持構造 2 行目に書いておりますが、
0:02:26	包丁てお岩着支持構造とする方針としていると。それを受けまして二つ目の矢羽根ですが、1 行目後半の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	記載ですが、地下水が地表表面付近まで上昇する恐れがあると。
0:02:42	ということで、周辺に埋め戻し動が配置されている屋外重要土木構造物に対して、液状化の影響を考慮した場合においても、機能が損なわれないように設計する方針としております。
0:02:56	3 ページをお願いします。
0:03:02	こちらは、先ほどの新規制基準適合性審査状況を踏まえた、循環水ポンプ建屋の耐震性確保に関する検討について記載しております。
0:03:13	一つ目の矢羽根ですが、こちらは循環水ポンプ建屋の構成を記載しております、真ん中の図ですね、こちらに断面図ありますが、
0:03:24	取水ピットポンプ室はや分解ヤード上屋取水ピットポンプ室及び分解ヤード、これらによって構成されております。
0:03:34	二つ目の矢羽根ですが、取水ピットポンプ室、こちらが屋外重要土木構造物ということで、液状化を考慮した設計とする必要があると。
0:03:45	ということで三つ目の矢羽根にいきまして、後半に書いておりますが、液状化の影響を考慮した耐震評価を実施してきております。
0:03:55	次の矢羽根ですが、その結果、耐震補強が必要であるということで、周辺地盤の埋め戻し動人工岩盤に置き換える方針としております。
0:04:06	次の矢羽根ですが、2 行目中ほどですが、埋め戻しど、
0:04:12	ですが、こちらを人工岩盤に置き換えるために、分解ヤード上屋及び分解ヤードを残置したまま施工することは困難と。
0:04:21	ということで、最後の矢羽根ですが、分解や童話や及び分解ヤードを一時的に撤去しまして、人工岩盤に置き換えた後に、
0:04:31	イワイを再構築する方針としております。
0:04:35	こちら、断面図で示しておりますが、この茶色の部分ですね、こちらを人工岩盤に置き換えるということとなっております。
0:04:45	河内のイメージですが、
0:04:47	聞きまして申し訳ありませんが参考にとということで、12 ページをお願いいたします。
0:05:01	こちらちょっと全体がマスキング箇所となっておりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。7 ページをお願いします。
0:00:06	こちらは実用炉規則及び保安規定審査基準への適合性について説明させていただきます。
0:00:14	一つ目の矢羽根ですが、今回の本保全区域変更に伴う保安規定変更の内容につきましては、
0:00:23	審査基準のうち、管理区域保全区域及び周辺監視区域の設定等に関わる変更に該当すると考えております。
0:00:33	この要求二つ目の矢羽根ですが、この要求事項を踏まえまして、今回の変更に伴いまして、新たに設定する保全区域を明示した上で、
0:00:44	保全区域についての管理措置については、引き続き法案規定に記載すると。
0:00:49	いうことで変更はございません。
0:00:52	三つ目の矢羽根ですが、こちらは下の表に、管理区域保全区域及び周辺監視区域の設定等の各項目について、今回の保安規定変更の該当有無、
0:01:05	いうところを整理した表となっております、
0:01:08	8 ポツの保全区域に関わる審査基準こちらが該当すると、いうことを示しております。
0:01:16	8 ページをお願いします。
0:01:20	こちらでは、
0:01:23	実用炉規則第 78 条と第 92 条、
0:01:27	それから本審査基準で要求事項を並べまして、
0:01:32	それに対応する措置を表としております。
0:01:36	この表に示します通り、保全区域を明示し、管理措置を定めるというこの二つの要件につきまして、措置は定めておりまして、
0:01:48	要求事項に適合、
0:01:50	していると。
0:01:51	いうものとなっております。
0:01:53	そちらにポツ二つ目ありますが、新たな標識及び扉の施錠につきましては、保全区域を変更した時点から運用を開始します。
0:02:03	その下の巡視点検につきましては、要求事項としてはございませんが従来から運用しておりましてこちらも適用するということになります。
0:02:17	9 ページをお願いします。
0:02:21	こちらは設置変更許可との整合性と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	ということで、
0:02:26	一つ目の矢羽根ですが、今回の変更につきましては、設置変更許可申請書の添付書類 9 に、保全区域の設定及び、
0:02:37	保全区域図に関する記載があります。
0:02:41	ありますが、本文記載事項には影響はないということで、設置変更許可申請は必要ないものと考えております。
0:02:51	二つ目の矢羽根ですが、今回の保安規定変更によりまして、全区域について不整合が生じますが、添付書類 9 の保全区域図は、設置
0:03:03	人口許可当時の図でありまして、
0:03:07	その後の運用による変更は、保安規定において管理するということで設置許可について、変更の都度更新する必要がないものと考えております。
0:03:19	なお本件に関わるすべての工事完了後に改めて設定する保全区域につきましては、添付書類 9 及び保安規定に反映しまして、
0:03:29	整合させる予定となっております。
0:03:35	この表の中身につきましては、先ほど説明した内容と修復しますので、こちらの説明は割愛させていただきます。
0:03:45	殊、
0:03:46	ページにつきましてはこちらは図を添付したというだけですので、説明は省略させていただきます。
0:03:56	11 ページをお願いします。
0:03:59	こちら今後のスケジュールということで、
0:04:03	こちらにつきましては、保全区域の変更につきましては、
0:04:07	2024 年の 3 月、
0:04:10	を予定しておりますと。
0:04:12	いう。
0:04:13	ことを示しております。
0:04:16	12 ページをお願いします。こちら、先ほど説明済みですので、
0:04:21	15 ページをお願いします。
0:04:28	こちらは設計及び工事計画についてということで、
0:04:32	分解ヤード上屋基礎分含むの工事に伴う営繕情報に基づく工事計画手続き及び原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画手続きの可否を確認しております。
0:04:46	それぞれ規則、命令と規則別表第 2 につきまして確認しまして、
0:04:53	認可届け出は不要であると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:56	いうことを確認しております。
0:04:58	下の表の下にありますが、なおということで既工認においても、分解ヤード上屋は要目表に記載はありません。
0:05:06	いう確認をしております。
0:05:10	16 ページをお願いします。
0:05:13	こちら 3S 影響評価についてと。
0:05:15	いうことで、(1) が核セキということで、
0:05:20	こちらにつきましては、防護区域外防護対象枢要設備に対する近接防止対策につきまして、
0:05:29	影響があるということで核物質防護規定の変更認可申請を行うこととしております。
0:05:36	(2) が保障措置ということで、こちら年末時点の建物の状況を報告するサイト内建物報告におきまして、
0:05:46	事務から水ポンプ建屋の形状変更について都度適切に報告することとしております。
0:05:55	資料 1 につきましては以上となります。
0:06:01	続きまして資料 2 につきまして、
0:06:05	先ほどの資料 1 とかぶらない部分ですね、いくつか説明させていただきたいと思います。
0:06:14	2 ページ、
0:06:15	お願いします。
0:06:19	2 ページに断面図、記載しておりますが先ほどパワーポイントでは、AA 断面しか示しておりませんでした、BB 断面の断面イメージにつきまして記載しております。
0:06:33	こちら
0:06:34	トレーナー室の断面ですね、を示しております。
0:06:44	それで、
0:06:52	君は、
0:06:53	10 ページをお願いします。
0:06:58	10 ページが添付資料 1 ということで保全区域の管理について記載しております。
0:07:05	こちら、保安規定とその下部規定の記載内容の要旨ですね、こちらについて記載しております、
0:07:15	区域の設定、
0:07:17	あとは表紙キーの設置、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:20	それから巡視点検、
0:07:22	いう内容が記載しております。
0:07:30	近藤。
0:07:33	こちら、資料 2 につきましては以上となります。
0:07:39	資料 3、
0:07:42	につきまして、
0:07:45	資料 3 では、4 ページをお願いいたします。
0:07:52	先ほどの資料 1 では、添付書類 9 につきまして影響ありということで記載させていただいておりましたが、こちらでは、
0:08:03	本文から添付書類 10 まで一通り確認した結果ということでそれぞれ影響なしと。
0:08:11	いう結果を記載しております。
0:08:13	5 ページ。
0:08:15	2、ずーですね。
0:08:18	について確認した結果を示しております、こちらが影響ありと。
0:08:23	ということでパワーポイントに、資料 1 に記載させていただいている内容となります。
0:08:35	資料 3 の説明は以上となります。説明の方、以上となります。
0:08:43	はい。規制庁の宮嶋です。
0:08:46	ちょっと事実確認をさせていただきたい点は何点かありましてまず全般的な本、
0:08:54	今回の工事、
0:08:55	そのものの位置付けについて、ちょっと、
0:09:01	今回の工事は自主的な、
0:09:03	安全性向上とかそういうものではなく、今後の耐震の審査に向けて、
0:09:09	工事しないと、耐震性がもたないだろうと判断されての工事という認識でいますが、
0:09:17	その認識でよろしいでしょうか。
0:09:19	はい。北海道電力佐田です。その認識で間違いございません。
0:09:26	はい。規制庁の宮嶋です。今回、この点について例えば液状化の恐れとかという件については、耐震関係でのヒアリングで、何か指摘を受けたものではないという認識でいいですか。
0:09:44	はい。北海道電力藤です。こちらして聞いに対する対応ではなく、
0:09:51	自主的に行っている対応となります。
0:09:54	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:56	矢島です。衛藤。
0:09:58	例えばパワーポイント資料の2ページにあるように、第1700回の審査会合、
0:10:04	というと、記載がありますが、これはあくまでも、包丁での設計方針についての話であって、そこで、
0:10:14	期末、
0:10:15	今回の工事が決まったというわけではなく、今回、
0:10:19	岩着の支持構造にするという方針をそこで決まったその審査会合で決まり、
0:10:27	それに伴っていろいろ変えていく過程での、今回の河内
0:10:32	という認識でよろしいですか。
0:10:37	はい。北海道電力藤です。
0:10:39	ご認識の通りで大センナナカイ審査会合において、岩着支持構造の防潮低とするという方針としまして、
0:10:50	その流れで液状化の影響を考慮した設計方針と、
0:10:57	いうことを受けてその検討の流れで、耐震補強を行うと。
0:11:04	いう流れとなっております。
0:11:07	はい。規制庁宮嶋です。はい。工事の位置付けについては、はい。確認できました。次は、この工事が及ぼすで、影響をどのように考えているかということを確認させていただきます。
0:11:22	まず、全体的に冷却機能に影響がないかどうかとところを確認しなきゃいけないかなと思ってまして、現状そのサイトの現状、
0:11:32	今の状態を教えて欲しいんですが、江田シライCWPは運転していない。
0:11:39	ですよね。
0:11:42	北海道電力藤です。
0:11:44	循環水ポンプは停止しております。はい。衛藤規制庁ミヤジマですありがとうございます。一方、補機冷、
0:11:51	の、
0:11:52	熱交換はしっかりやっていて、例えばSFP、
0:11:58	でしたり、あとはホッキなので一般系の冷却、
0:12:03	冷却とかはやっているという認識でよろしいですか。
0:12:07	北海道電力多田です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:09	原子炉補機冷却海水系は運転しております、原子炉機器冷却水系です ね、そちらも運転しておりますので、使用済み燃料ピットの冷却です とか、各補機の冷却は継続しております。
0:12:23	はい、江藤規制庁ミヤジマですわかりました。SWP海水ポンプは、当然 それで運転しなきゃいけないということで、
0:12:32	通水性でしたり、今回ヤード
0:12:37	保全区域の、
0:12:38	書いたりした、掘ったりっていう、
0:12:41	時間、
0:12:42	たくさんあると思うんですが、
0:12:43	通水性でしたり、
0:12:46	あと全般的な工事の影響例えば工事中に何かの落下物があって、SW Pが、
0:12:53	何か、
0:12:54	影響があつたり、SW品に対する影響があつたりってところ、
0:12:58	が考えられると思うんですが、これはどのように評価して、
0:13:02	いますか。
0:13:10	工事の影響。
0:13:13	ですね、埋戻し同修営の埋め戻しどう取り除くというところで、海水管ダ クト、取水ピットポンプ室、
0:13:25	それからストレーナー室、それぞれ側面の梅本児童を取り除きますが、 その際に、誤ってですかね。
0:13:39	損傷させるようなことはないかというご質問でしょうか。はい。その認識。
0:13:47	はい。
0:13:48	北海道電力多田です。そちらにつきましては細心の注意を払ってとい うことになるかと思いますが、
0:13:57	はい。
0:14:01	北海道電力の藤田です。ちょっと補足させていただきますと、
0:14:05	海水ポンプ原子炉補機冷却海水ポンプの方は、中間壁でも仕切って、 こちらの方は特に工事をするというものではございません。
0:14:15	で、その横のストレーナー室ですね、ストレーナーグドウ川、確かにその あたりを土を掘って、人工岩盤で置き換えていきますので、そこは、
0:14:27	当然細心の注意を払いながら、その重要土木土木んと、土木、屋外 重要土木構造物に該当しますけども、その部分を細心の注意を払い ながらしよう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:39	受け手で面②、置き換えていくと。
0:14:43	ということになります。何か重量物を持ち上げて落下させるとかそういった工事ではありませんので、そういった海水流量が閉塞するとかそういった懸念はないというふうに考えております。
0:14:56	はい。規制庁の宮嶋です。おっしゃる通り人工岩盤に沖合の工事なので、おそらく思い、
0:15:04	構造物上げて移動してっていうかそのクレーン等での作業ってのはないのかなっていうのは、想像はできるんですが、
0:15:11	一方でこの土を掘って、
0:15:14	下に地下に埋まってるであろう配管等、
0:15:19	傷つけたりという、
0:15:21	ことがないような、作業の管理、作業工程の管理でしたり例えば
0:15:27	隔壁、
0:15:28	が、
0:15:30	隔壁で仕切られているところで、とはいえそこを傷つけたりしないような感じというところは、
0:15:36	衛藤。
0:15:37	調達管理。
0:15:39	QMSの中で見ている。
0:15:41	のでしょうか。
0:15:47	北海道電力多田です。
0:15:50	工事の内容につきましては、工事仕様書ですとか、そちらで要求事項として、しっかり傷つけることのないようにという感じ。
0:16:00	そちら、それから工事要領で具体的に作業、工事の内容ですね、そちらを定めて、細心の注意を払って工事を行うと。
0:16:11	ということになると考えます。
0:16:15	はい。規制庁宮嶋です。はい。工事要領書とかその工事仕様書っていうところで見えていく、PMSおそらく回送位置付けをされている中の文書の一つなのかなとか、いわゆる株。
0:16:27	怪文書とか文書とか言われてるものの一つなのかなと思っていますそこで品質管理上、品質管理マネジメントシステム上でちゃんと回ってますよという説明かなと思いました。
0:16:40	あとはちょっと別の観点からなんですけれども、この工事。
0:16:45	でしたり途中でSW品の流路閉塞があってもしあったりして、その代替手段って何か講じていたりするんでしょうか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:54	排水の大きい海水冷却系が、
0:16:59	例えば駄目になった場合、他のSFPの冷却、
0:17:03	下に必要な冷却をどのように講じているかっていうところを一応本体の審査の一部では見てるんだと思うんですけども、ここを確認させて欲しいと思っています。
0:17:15	はい。北海道電力藤です。
0:17:18	原子炉機器冷却海水系の機能喪失につきましては、現状、保安規定17条の2におきまして、この冷却系の機能喪失、
0:17:29	における体制整備ですとか、資機材の配備、
0:17:34	というところを整備しております、そちらで対応が可能と。
0:17:38	なります。
0:17:44	ちょっと補足させていただきますと、
0:17:47	北海道電力の藤田です。
0:17:49	ちょっと具体的に申しますと、可搬型の送水ポンプ車でしたり、原子炉器冷却海水ポンプは、ディーゼル発電機が起動できなくなってしまうので、
0:18:00	そのディーゼル発電機の代替の代替非常発電機とかですね、そういったものを17条の2、保安規定の17条の2の、
0:18:08	設備として配備しているということになります。
0:18:13	はい。規制庁宮嶋です。はい。わかりました。
0:18:18	あとは、
0:18:19	そうですね。
0:18:21	ちょっとこれはマスキング箇所にもなるのかなと思うのでちょっと一旦止めますけれども、
0:18:29	衛藤。
0:18:30	文化ヤード、地上部分、
0:18:33	オカアノポンプ室の地上部分。
0:18:36	何が、今現状何があるかってのは教えてもらえますか。
0:18:41	はい。
0:18:42	いわゆる、
0:18:44	おそらく全部、
0:18:45	ポンプも、
0:18:47	配管も下にくぐってるじゃないですか。
0:18:49	上って、建屋があってその中でどうなってるんでしょうっていうところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	等すいません続きます。この保安規定 108 条のところ、保全区域の話、施設も五霞町というところで、
0:00:10	まずこの設定の考え方も基本的にどういうところが、
0:00:15	保全区域なのかっていうところ、監視区域と、周辺監視区域と違って、どういう考えで作ってるのかっていうところ。
0:00:27	御説明をね、
0:00:39	はい、北海道電力藤です。
0:00:42	保全区域の設定の考え方ですが、
0:00:47	保全区域につきましては、
0:00:54	パワーポイントの 9 ページをお願いします。
0:01:01	ポイント 9 ページの表に、原子炉設置変更許可申請書の記載を
0:01:09	記載しております、こちら、現在、第 2 条となっておりますが、実用量基礎くうの定義のところですね、
0:01:19	保全区域が定義されておまして、原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする区域であって、管理区域以外の区域を保全区域とすると。
0:01:30	いう定義がございますので、基本的には、安全上重要な設備を設置している。建屋とかですね、そちらを保全区域として設定すると。
0:01:41	いうところが基本的な考え方となります。
0:01:47	はい。規制庁宮島です。管理区域ではなく、内にも、
0:01:53	一方で、安全上重要な、
0:01:55	ありますというところを保全区域としているという考え方わかりました。
0:02:00	衛藤。
0:02:01	保全区域に求めているもの。
0:02:03	本規定で求めているものは、標識等によって区別すること。
0:02:09	必要に応じて立ち入り制限をすること。
0:02:11	あると思っております、一方で下部規定を見てみると、具体的な管理方法っていうのは、おそらく放射線管理要領の中で定められているのかなというところ。
0:02:24	なのですけれども、
0:02:26	これって
0:02:27	管理区域の条文と同じ共通の方の下部文書ですよ。
0:02:34	ちょっとここ、
0:02:39	はい、北海道電力多田です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	放射線管理と同じ下部規定の中に、保全区域の規定も定めております。
0:02:53	はい。規制庁宮嶋です。ありがとうございました。多分、
0:02:57	管理区域の話は放射線管理課長で、保全区域の話は施設管理課長、ちょっと責任主体が違うんですけれども、
0:03:05	参照してる下部文書というのは、おそらく要求してる事項が一緒だから、共通の下部規定を、
0:03:12	QMS上で定めているカドイ系は共通のものを使っていますという理解で私今いるんですが、間違いないでしょうか。
0:03:24	はい。北海道店のウタダです。
0:03:27	そ理解でご認識で間違いありません。
0:03:33	法令のタテつ形としましても、管理区域保全区域周辺監視区域、これらが一つの条文として定められておりまして、その流れから、
0:03:46	保安規定条文も
0:03:49	同じように、放射線管理、
0:03:53	の方に定めておりまして、下部規定もその流れを受けて一つの下部規定で定めている。
0:04:01	いう流れとなっております。
0:04:04	はい。規制庁宮嶋ですありがとうございます。で、今の考え方については理解しました。
0:04:11	衛藤、全体的に説明いただいたような考え方に照らし合わせて、今回の工事による縮小、
0:04:18	元に戻したりという一連の流れっていうのは、適切で妥当であるということ判断されたって、こういう申請を出したということで、はい。
0:04:27	認識しました。
0:04:29	私からすいませんナカナカと。
0:04:31	質疑しましたが、以上でございます。規制庁側から何か追加がありましたら。
0:04:45	規制庁のテラノです。
0:04:47	疼痛は、保全区域の設定なんですけど、先ほど安全上重要なものっていうことで、
0:04:54	今回で言うと、
0:04:56	どれとどれとどれがそれに当たるのかというのを、改めての確認をさせていただきたい。
0:05:04	はい。北海道電力多田です。今回の範囲ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	はい。
0:05:15	ええ。
0:05:18	今回の変更範囲ですと、重要な設備としましては原子炉補機冷却海水系、
0:05:27	がございます。
0:05:30	その原子炉機器冷却海水系を設置しているエリアとしまして、
0:05:37	取水ピットポンプ室ストレーナー室、海水管ダクトというところが、
0:05:44	対象エリアとなりますが、それらを一通り囲っているところで、保全区域として設定しているという状態になります。
0:05:54	はい。あれ、規制庁のテラノです。
0:05:57	了解いたしましたんで、あと1点。
0:05:59	そもそもそもそもでないんですけど、耐震
0:06:03	規制が、
0:06:04	膨張での設計方針が変わったことで、いろいろ設計方針変わられたということで、
0:06:09	今回それぞれ取水ピットポンプ室、あと、
0:06:15	ストレーナー室、海水管ダクトそれぞれ、今回の工事で、重要な機器が重要な施設があると思うんですけど取水ピット以外の設備については、特に
0:06:26	何て言うんすか。
0:06:29	工事、耐震補強等はしなくてもよいというご判断だったという。
0:06:36	はい。北海道電力多田です。
0:06:38	ストレーナー室及び海水管ダクト室、こちらにつきましても、取水ピット室とCPとポンプ室同様に評価をしております、こちらにつきましても補強の必要はないということとなっております。
0:06:56	はい。規制庁寺尾です。以上です。ありがとうございました。
0:07:04	はい。規制庁岩佐です。
0:07:08	中身を見さしていただいて、まずマスキングにかからないところ。
0:07:14	についてのコメントを先にした後に、マスキングの中身について、
0:07:20	パワーポイントを、
0:07:22	をご覧ください、少し修正をしていただきたい。2 ページ目。
0:07:30	のところ、
0:07:31	センナナカイってありますけど、日付を入れといてください、何月何日のセンナナカイ、これ同様に 1055 回もいつなのかっていうのが、
0:07:41	わかると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	経緯としてはわかります。
0:07:45	それから、3 ページ目のところ、
0:07:49	中身というよりも、
0:07:51	文章を少し短くしていただきたいということで、
0:07:55	事務的な話ですけど、三つ目の矢羽根のところの、取水ピットポンプ室のっていうのはもう聞いてもらって、周辺地盤は埋戻であり、
0:08:06	にして、
0:08:08	4、
0:08:09	ポツ、
0:08:10	矢羽根その結果もとってもらって、
0:08:14	埋め戻しであり、耐震補強が必要である。
0:08:19	ことから、
0:08:22	と判断したというのは要らなくて、取水ピットポンプ室の周辺地盤。
0:08:27	上も℃度っていうのもいらなくて、
0:08:31	人工岩盤に置き換える方針とした。
0:08:35	それから、
0:08:37	1、2、3、
0:08:39	5 番目の矢場面山根んところは、
0:08:43	これは結局全部機要らなくて、
0:08:47	6 番目のところのヤマベ面ところで、工事方針としては、そのためとは書かないで工事方針としては、分解ヤード
0:08:57	上屋及び文化宿ってところを書いてもらって、そのままでもいいですよ。で括弧の工事のイメージは参考 2 点。
0:09:06	pポツの 12 ページの 12 というのを書いて、早瀬。
0:09:11	はい。
0:09:12	いうことをもってすると、経緯のところがすっきりわかりやすいかなと。
0:09:18	いうことであります。
0:09:28	北海道電力の藤田哲ありがとうございます。
0:09:30	ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。3 ポツ、朝三つ目の矢羽根は周辺地盤は梅本宍戸であり、
0:09:40	耐震補強が必要であることから、取水ピットポンプ室周辺地盤を人工岩盤に置き換える方針とした。
0:09:47	で、
0:09:48	下から二つ目ですねこれですね、二つ目は、下から二つ目は、ばっさりカットして、西郷のオオヤネのところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	工事方針としては分解宿屋及び分解後一時的に撤去してからずっと続いて、過去工事のイメージは参考にP12 ページ、P12 を追記すると。
0:10:10	ということとさせていただきたいと思います。
0:10:13	対規制庁イワサでその通りでちょっと記載の適正化を。
0:10:18	これは事務的な確認としてお願いしますと。
0:10:21	ということと、
0:10:23	藤審査官から少し話がありました。この工事に伴って、
0:10:30	保全区域が変わって、ナカノ、その安全上重要な設備、
0:10:35	に少し、
0:10:37	引っかかるというか止める可能性もあるということも、止まってしまう、要は工事に伴ってその機能、
0:10:44	不全、
0:10:45	喪失に陥る可能性がある場合には、それ以外のバックアップ設備で対応できますというのが、
0:10:52	保安規定の十七条とこう言われましたけれども、それについての記載をぜひ書いていただきたい。
0:11:02	書くところは、
0:11:04	保全区域の変更の話とは別に、
0:11:08	念のためその悪影響の防止の観点から、その参考の前に入れたいですね。
0:11:16	要は建屋を壊すなり何なりしたときに、それで壊した。
0:11:25	もので、重要な施設損傷して機能不全に陥った場合でも、保安規定の17条の代替設備の0000によって、
0:11:35	ちゃんと機能は維持できる。
0:11:38	から、影響はありませんということ、
0:11:41	ページは何ページ目。
0:11:43	11 ページの参考の前、10 ページの後ぐらいにでも、
0:11:48	入れたいだけというですね。あくまでこれはパワーポイントなんで、
0:11:54	衛藤、関連する補足説明資料の方の、
0:11:58	どっちになるんですかね、これは。
0:12:02	ちょっとそれは考えていただいて、その悪影響の防止、
0:12:08	という観点から、そういう記載をしていただければよろしいのではないかと。
0:12:13	ます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:16	はい。
0:12:18	イトウ電力のフジタで、
0:12:19	承知いたしました。
0:12:21	万が一機能喪失に至った場合の対処方法等を保安規定の 17 条に基づいて対応するという旨を、
0:12:30	パワーポイントの参考の前の 11、新しい 11 ページでしょうか、のところで、補足説明資料のどこかに記載させていただきたいと思います。
0:12:43	はい。規制庁岩沢です。最後まとめになりますけれども、
0:12:48	本申請、保全、
0:12:51	区域の変更については、大きな論点はないと、事務的な確認を今とって確認をしましたので、
0:13:00	チームとしては、審査会合は不要ということで、組織内を上げることにはしたいと思いますけれども、最終的な資料を修正したものをも見さしていただいて、来ていただく必要はないので、
0:13:12	見さしていただいた上で、確認を、
0:13:16	取って、それをお知らせするという形にしたいと思います。また予定では、これ予定は言っているのかな、対外的に。
0:13:27	それは違うのかな。それは 9、
0:13:29	スケジュール感は言っているんです。
0:13:32	それは大丈夫なんですよ、
0:13:35	3 月とかそういう話はいいですよね。
0:13:38	だからそれに間に合うように我々の中で確認しますんで、ので、
0:13:44	資料を速やかに修正したものを出していただくということかと思えます。以上になりますけれども、電力がお願いします。
0:13:57	北海道電力の石川でございます。ご指摘ありがとうございます。本申請につきまして大きな論点は今のところなしと判断をさせていただいているということ。それから、会合不要ということで庁内を挙げていただけるといふふうにとめました。
0:14:11	ただし修正後の資料を見て最終判断をなさるといふふうにとめております引き続きよろしく願いいたしますありがとうございます。
0:14:24	はい。江藤議長規制庁側から、及び北海道電力さんからはもう、
0:14:33	はい、北海道電力から特にございません。
0:14:36	ありがとうございます。
0:14:37	それでは、本日の泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング終了させていただきます。ありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。